

「移住キャンペーン」福井の魅力発信業務  
公募型プロポーザルに係る質問及び回答

No.	質問事項	回答
1	<p>■特集記事を掲載する媒体の条件について 4業務の内容等(2)③ i に「毎月発行、かつ発行部数が10万部以上」となっているが、こちらは必須条件となるか。</p>	お見込みのとおりです。
2	<p>■特集記事を掲載するWebサイトについて 4業務の内容等(2)③の i と ii にあります特集記事を掲載する雑誌とWebサイトは、同一事業者が発行、運営するもの(同一ブランド)であることが必要か。</p>	お見込みのとおりです。
3	<p>■著作権の帰属について 4業務の内容等(3)①著作権について、一部ではなく全部の権利の留保について協議できるか。</p>	<p>著作権の範囲については、雑誌掲載の記事のみならず、本市の魅力PR記事、広告用バナー等本事業での制作物にまで及ぶと考えています。 本事業終了後にも、本市の移住施策の取組等の中で利用していくことを想定しておりますので、本市に帰属する著作権の範囲を明確にするためにも、<u>権利を留保する範囲については協議のうえで定めたいと考えています。</u></p>
4	<p>■特集記事を掲載する媒体の条件について 4業務の内容等(2)① 全般 i . 受託事業者が発行又は運営する雑誌及びWebサイトへ特集記事を掲載すること。とあるが、今回のプロポーザルについては媒体社もしくは媒体社を含む共同体のみ参加できるという理解でよいか。</p>	お見込みのとおりです。
5	<p>■魅力PR記事掲載条件について 4業務の内容等(2)④ iii . 魅力PR記事について、③において作成を求める「特集記事」とは別の記事を作成するものとし、掲載内容について提案すること。とあるが、移住に繋がるような福井市の魅力訴求ページを、特集記事とは違う切り口で作成するということか。 同 iv . 広告用バナー等に貼付けするリンク先(PR記事の表示先)については、受託事業者と別途協議し、決定するとあるが、記事の表示先については別途協議とのことで、提案は不要ということか。 また、現時点で想定している記事の表示先はあるか。</p>	<p>お見込みのとおり、魅力PR記事について、<u>雑誌に掲載する「特集記事」とは別の記事の作成を求めています。記事の内容、切り口についてはわかりやすく企画提案していただければと考えております。</u> <u>リンク先の提案については必須ではありませんが、独自提案を妨げるものではありません。</u> <u>また、リンク先について現時点で想定しておらず、企画提案をふまえ協議させていただきたいと考えております。</u></p>